

長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (県内サプライチェーン強化促進タイプ) Q & A

【補助対象者】

Q1-1. 個人事業主は対象になるか。

A1-1. 対象になりません。

Q1-2. 「中小企業」の定義は。

A1-2. 中小企業法第2条第1項に規定する会社のことをいいます。

業種	資本金または従業員	
	3億円以下	300人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

どちらかの基準を満たす者

対象外業種

Q1-3. 「主たる事業所」は法人登記簿謄本に記載されている必要があるか。

A1-3. 必ずしも登記簿に記載されている必要はありませんが、県内で事業を行っていることが明確にわかる資料（会社パンフレットその他の資料）を別途提出してください。

Q1-4. 過去、コロナ禍で実施された「成長産業ネクストステージ投資促進補助金（県内調達拡大タイプ又は基幹産業牽引タイプ）」の交付を受けたことがあるが、今回の申請はできるのか。

A1-4. 申請可能です。なお、物価高騰対策支援事業費補助金（生産性向上タイプ）の交付決定を受けた事業者の方は、今回、申請対象外となります。

Q1-5. 前回の物価高騰対策支援事業費補助金（生産性向上タイプ）の採択を受けたが、今回の申請はできるのか。

A1-5. 申請対象外となります。

【対象経費】

Q2-1. 工場の建て替えは対象になるのか。

A2-1. 建て替えの場合は、既存施設と比較して増加した部分のみが対象になります。具体的には、面積を比較し、増加した面積で費用を按分する方法で算出した事業費が対象となります。

Q2-2. 国の補助金と併用することはできるのか。

A2-2. 国の補助金の補助対象となっているものに上乗せしてこの補助金を充当することはできません。補助対象が明確に区分されていれば、補助対象となります。

例：工作機械aに国補助金とこの補助金の両方を充てる ⇒ ×

工作機械aに国補助金、工作機械bにこの補助金を充てる ⇒ ○

【事業計画】

Q3-1. 「補助事業完了後2年間で補助金額の40%相当額以上を県内企業に新たに発注し～」の『新たに』とは、新規の発注先（調達先）でなければならないのか。

A3-1. 本補助事業を契機とした既存の取引企業への発注額（調達額）の増加分を含みます。具体的には、A社への発注額が補助事業前100から補助事業後120へ増加する場合、20を「新たな発注額」に含みます。

【申請・審査】

Q4-1. 申請書を早く提出した順番に採択されるのか。

A4-1. 県内サプライチェーン強化促進タイプについては、提出書類について書面審査等を行うほか、外部審査会におけるプレゼン審査を行い、審査会の意見を聞いたうえで、予算の範囲内で採否を決定します。申請書の提出順は審査には影響しません。

Q4-2. 計画が採択された場合は、補助申請希望額全額が交付されるのか。

A4-2. 計画の内容、審査会の審査結果等を参考に、補助額は下限3千万円から上限1億円の範囲内で決定をします。交付申請額が全額交付されるとは限りませんのでご了承ください。